

学校で予防すべき感染症

分類	概要	疾患名	出席停止期間の基準
第1種	感染症法の1類感染症と結核を除く2類感染症	エボラ出血熱	治癒するまで
		クリミア・コンゴ出血熱	
		痘そう	
		南米出血熱	
		ペスト	
		マールブルグ病	
		ラッサ熱	
		急性灰白髄炎（ポリオ）	
		ジフテリア	
		重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）	
		中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）	
		特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	
第2種	空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒等より患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		コレラ	医師において感染のおそれがないと認められるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス・パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
その他の感染症			

※第2種の感染症の出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。